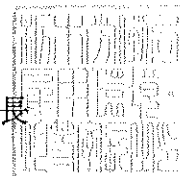




栃労雇均発 0629 第 1 号
令和 2 年 6 月 29 日

経済団体の長 殿

栃木労働局雇用環境・均等室長



パワーハラスメント対策及び新型コロナウイルス感染症
に関する母性健康管理措置等の義務化について

雇用環境・均等行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記については順次施行され、必要な対応が求められております。

つきましては、資料を送付いたしますので、構成団体・会員企業に対する周知方御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、貴団体において事業主を対象とする説明会等を開催される際には、説明時間等をいただければ幸甚に存じます。

記

1 パワーハラスメント対策について

改正労働施策総合推進法により、本年6月1日にパワーハラスメント対策の実施が義務化されております(中小企業については令和4年4月1日から義務化されます)。

資料：パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となります！(別添1)

2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく指針(告示)が改正され、妊娠中の女性労働者の母性健康管理上の措置に新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定されました。この措置は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで適用されます。

これに加え、今般、措置を講ずる事業主への助成制度「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」が創設されました。



資料:新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について(別添2)
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得
支援助成金(別添3)

3 パートタイム・有期雇用労働法について

非正規雇用労働者と通常の労働者との間の不合理な格差を禁止するパート・有期雇用労働法が、本年4月1日から大企業に適用され、来年4月1日からは中小企業にも適用されます。

資料:パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書(別添4)

*資料については各20部お送りいたしますが、不足の場合は追送いたしますので、下記あてご連絡ください。

栃木労働局雇用環境・均等室 担当:川松、松浦

電話:028-633-2795